
ホスティングサービス 利 用 約 款

2003 年 6 月 1 日制定

2014 年 9 月 1 日改定

2015 年 4 月 1 日改定

2024 年 10 月 1 日改訂

株式会社エーアイ

第1条（利用約款の適用）

株式会社エーアイ（以下、「当社」といいます。）は、ホスティングサービス利用約款（以下、「利用約款」といいます。）を定め、本利用約款に基づきホスティングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2 本サービスの利用を申込み、第8条（契約の成立）に定める契約が成立した者（以下、「契約者」といいます。）は利用約款を遵守して、本サービスを受けるものとします。

第2条（利用約款の変更）

当社は、本利用約款を随時変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用約款によります。

2 利用約款の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の利用約款を当社のウェブページ上に公開することをもって、変更後の利用約款が適用されるものとします。

第3条（サービスの提供内容）

当社は利用契約ごとに1台～複数台の専有サーバおよびインターネット接続等を提供します。

第4条（サポート対応）

本サービスの利用にあたり、利用方法に関するサポート対応時間は、当社営業日 10:00～18:00 とします。

第5条（障害対応）

サーバダウン、通信障害等の緊急時の対応時間は、24 時間 365 日とします。ただし、契約者によるサーバ設定変更や、契約者のプログラムに起因する障害等、本サービスに関連ない障害は、対応対象外とします。

第6条（サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は日本国内とします。

第7条（利用申込）

本サービスは、契約者が当社所定の契約申込書を提出することによって申込むものとします。

第8条（契約の成立）

当社は、本サービスの契約申込があったときは、当社が当社の参画基準に基づく審査により、当社が適格と判断した場合において、これを承諾するものとし、この承諾により、利用約款に基づいて本サービスの利用契約（以下、「本契約」といいます）が成立するものとします。

第 9 条（契約期間）

本サービスの契約期間は、最低 1 ヶ月以上とし、1 ヶ月以内の契約解約の場合でも、契約者は別表 1 の月額利用料を最低契約期間分支払うものとします。

第 10 条（承諾の拒絶）

当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、本サービスの契約申込を承諾しないことがあります。

- (1)本サービスの利用申込の内容が、技術上実現が困難な場合
- (2)本サービスの利用申込者が、本利用約款に違反するおそれがある場合
- (3)本サービスの利用申込者が、第 25 条（提供停止）に該当する行為を行ったことがある場合または行うおそれがある場合
- (4)本サービスの利用申込書に虚偽の事実を記載した場合
- (5)本サービスの申込者が、当社の提供するサービスと同様、もしくは類似したサービスを当社サービス上にて行う目的のために申し込みをした場合
- (6) その他、当社が適当でないと判断した場合

2 前項の規定により、当社が本サービスの利用申込を拒絶する場合は、当社は、申込者に対し書面によりその旨を通知します。申込者はこれに対して異議を申し出ることはできません。当社は、拒絶の理由を明らかにする義務を負いません。

第 11 条（サービスの開始日）

当社が利用申込を承諾した場合、利用者に対してサービス開始日・申込内容・アカウント・パスワード等を通知します。利用者はサービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、当社の定める方法により利用料金を支払うこととします。ただし、第 15 条(非常事態時の利用の制限)、第 24 条（提供中断）、第 25 条（提供停止）を除き、当社の責により 24 時間以上サービスが利用できなかった場合はこの限りではありません。

第 12 条（権利の譲渡等の制限）

契約者は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づく権利又は義務の全部または一部を第三者に譲渡、貸与等の行為をすることができません。

第 13 条（機密保持）

契約者及び当社は、本契約を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に漏らしてはならないものとします。但し、公知の情報および独自に入手した情報についてはこの限りではありません。

第 14 条（非常事態時の利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスを制限する措置を採ることがあります。

第 15 条（サービス内容の変更）

契約者が、本サービス内容の変更を希望する場合は、当社が別に定める申請方法により所定の事項を記載した書面を提出するものとします。

2 前項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。

3 第 1 項の申込があった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨を通知します。

第 16 条（契約者の名称等の変更）

契約者は、以下の各号に変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出るものとします。

- (1) 名称
- (2) 住所
- (3) 請求書送付先に関する事項
- (4) 担当者名、連絡先電話番号、電子メールアドレス

第 17 条（契約者の地位の承継）

契約者である法人が合併または会社分割、営業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨をただちに当社に書面で通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後 14 日以内に、当該承継法人に書面により通知をして利用契約を解除することができるものとします。当社が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

第 18 条（当社の地位の承継）

当社は、本サービスを契約者へ事前通知をし、承諾を得た上で、別の会社に譲渡することができるものとします。承諾なき場合は、本サービスは通知から 3 ヶ月後に終了するものとし、承諾ある場合は、地位継承者と契約者の間で利用約款及び利用契約は引き続き有効に存続するものとします。

第 19 条（契約者が行う利用契約の解約）

契約者は、利用契約を解約するときは、当社に対し解約の日の 1 ヶ月前までに解約の旨及び解約するサービスなどを所定の解約申請書により通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解約の日とされた日までの期間が 1 ヶ月未満であるときは、当該通知があった日から 1 ヶ月を経過する日を解約の日とします。

第 20 条（当社が行う利用契約の解約）

当社は、次に掲げる事由があるときは、本契約を解約することができるものとします。

(1) 第 25 条（提供停止）第 1 項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から 14 日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき

(2) 第 25 条（提供停止）第 1 項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2 当社は、契約者に次の号にあげる事由が生じたときは、何等の催告なく、本サービスの提供を停止するとともに、直ちに本契約を解約することができるものとします。

(1) 前項各号の規定のいずれかに違反し、一定期間を定めた催告にもかかわらず、当該事項が解消されないとき

(2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てを受け、また滞納処分を受けたとき

(3) 会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、また自ら民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始もしくは破産の申し立てをしたとき

(4) 監督官庁から行政処分を受け、また営業を廃止したとき

(5) その振出、引受、保証にかかる手形もしくは小切手が不渡りとなり、または支払停止状態に至ったとき

(6) 解散したとき

(7) その他、契約者の資産、信用、支払能力に重大な変更が生じたとき

(8) その他、当社が本契約を維持しがたいと認める事由が生じたとき

3 契約者に前 2 項各号いずれかの事由が生じたときは、契約者が当社に対して負担する全ての債務につき期限の利益を失い、直ちに債務の全額を当社に支払うものとします。但し、すでに契約者が当社に対して支払った料金については返還されないものとします。なお、この条項は損害賠償の請求を妨げないものとします。

第 21 条（サーバリプレイス）

当社は、契約者に提供しているサーバ等の機器が老朽化していると認められる場合は、契約者へ新しいサーバへの移行を提案するものとします。老朽化の目安は契約時から約 3 年となります。移行する際に、新しいサーバは当社が準備するものとし、コンテンツやプログラム等のサーバ内に保存しているデータを移行する作業は、契約者が自ら行うか、契約者が当社へ別途委託して行うものとします。

2 当社の提案後に契約者が新しいサーバへの移行を行わない場合、契約者はサーバの老朽化によって、ディスク障害や電源故障など本サービスにリスクが生じることを了承するものとします。

3 新しいサーバへ移行する際に、サーバの OS やアプリケーション等のバージョンが新しくなることにより作業が必要となる場合は、契約者が自ら行うか、契約者が当社へ別途委託して行うものとします。

第 22 条（アカウント及びパスワードの管理）

契約者は本サービスにて提供されるアカウント及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

2 契約者は、アカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

3 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第 23 条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為
- (2) わいせつなコンテンツを発信する行為、あるいはそれに類似する行為
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下、「出会い系サイト規制法」といいます。）が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為
- (4) 本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (5) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (6) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為
- (7) 未承諾の広告、宣伝、勧誘等の電子メール（いわゆる「迷惑メール」）を送信する行為
- (8) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為
- (9) 契約者以外の者に本サービスを利用させること

2 契約者が本条第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合、当社は、第25条（提供停止）に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対する苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第24条（提供中断）

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 当社の設備の保守または工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社の設備の障害等やむを得ないとき
- (3) 本サービスに使用しているサーバ機器に起因する障害等が発生したとき
- (4) 本サービスのサーバを設置しているデータセンターに起因する障害等が発生したとき
- (5) 第14条（非常事態時の利用の制限）に基づき本サービスの利用の制限を行うとき

2 本サービスの提供を中断するときは、当社は契約者に対し、その旨とサービス提供中断の期間を事前に通知します。特に前項(1)に該当する場合は、当社は契約者に対する当該通知の到達確認をするものとします。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第25条（提供停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2) 第22条（アカウント及びパスワードの管理）および第23条（禁止行為）の規定に違反したとき
- (3) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接間接を問わず、当社又は第三者に対し過大な負荷または重大な支障を与えたとき。
- (4) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用約款違反により契約を解除されたとき
- (5) その他、当社が不適切と判断するとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は事後に通知します。

第26条（サービスの廃止）

当社は、都合により本サービスを廃止することがあります。

2 本サービスを廃止するときは、廃止する3か月前までにその旨を通知あるいは告知します。

3 第1項の規定により本サービスが廃止されたときは、当該廃止日に本契約が終了した

ものとしします。

第 27 条（料金等）

本サービスの料金は、当社が別途契約者に発行する見積書のとおりとします。ただし、サービス期間中に変更があったものについては、変更後の見積書が適用されるものとしします。

2 本サービスの料金については、以下の各号の場合を除き、毎月計算する料金の額としします。

(1) 利用開始月の料金の額は、当該月における本サービスを提供した期間に対応する月額基本料金を日割計算した額と初期料金の合計額としします。

(2) 契約解除月の料金の額は、当該月における本サービスを提供した期間に対応する月額基本料金を日割計算した額としします。

(3) 本サービスの料金を変更した月の料金の額は、変更前と変更後、それぞれの本サービス提供の期間に対応する月額基本料金を日割り計算した額の合算としします。

第 28 条（料金等の支払義務）

契約者は、第 27 条(料金等)の料金を支払う義務を負います。

2 第 14 条（非常事態時の利用の制限）、第 24 条（提供中断）、第 25 条（提供停止）の規定により本サービスの提供が中断、停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

3 前項の場合を除き、当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、契約者が本サービスを利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、連続して 24 時間以上本サービスが利用できなかったときに限り、本サービスの提供を中断した期間の料金は支払義務がないものとしします。

第 29 条（料金等の支払方法）

契約者は、第 27 条（料金等）で定める料金に消費税を付加して、当社が指定する銀行口座へ現金振込により支払うものとしします。その際、振込手数料は契約者が負担するものとしします。当社は、契約者が支払いを行う月の 10 日までに契約者へ請求書を発行するものとしします。本サービス開始月において請求書の発行が当該利用月の 10 日までに行えない場合は、当該利用月の翌月 10 日までに請求書を発行するものとし、その場合の支払日はサービス開始月の料金のみ当該利用月の翌月末日としします。

第 30 条（延滞損害金）

契約者が、料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当

該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに当社が指定する方法により支払うこととします。

第 31 条（端数処理）

当社は料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、四捨五入とします。

第 32 条（データ等の取り扱い）

当社は、契約者が本サービスの利用に関して情報等が滅失、毀損、漏洩及びその他本来の利用目的以外に使用された場合の損害、もしくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害、その他本サービスがコンピュータウイルス等に感染したことに起因する損害等について、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。

2 契約者は、契約者のデータ等の内容について、一切の責任を負うものとします。

3 当社は、契約者が登録したデータ内容につき、何等の保証も行わず、その責任を負わないものとします。

4 契約者は、契約者のデータ等における紛争等は契約者の責任において解決するものとし、当社またはその他の第三者に迷惑をかけ、あるいは何等の損害等も与えない事とします。

5 利用契約解約の際は、解約事由にかかわらず、契約者は自己の責任において契約者のデータ等を削除するものとし、当該削除行為を行わなかったことに起因する損害等について当社はいかなる責任も負わないものとします。

第 33 条（データのバックアップ）

本サービスにおいて、当社はサーバ設備の故障又は停止等の復旧に対応するため、契約サーバ内のデータを複写します。複写の時期と範囲については、契約者が提出した当社所定の申請書において定めるものとします。

当社は、データの管理に関しては、本約款第 13 条（機密保持）の規定および当社の定める個人情報保護に関する規程を順守するものとします。

第 34 条（データの復旧）

サーバ障害時には、前条で複写したデータを基に、速やかに本サービスを復旧出来るよう、復旧作業を行います。

第 35 条（責任の制限）

当社は、契約者が本サービスの利用または利用不能により、契約者および契約者の顧客に

発生した損害等について、当社の故意または悪意による場合のみその責任を負うものとします。

2 前項にかかわらず、天災地変、戦争、テロ等、当社の責によらないやむを得ない事由により契約者に損害が生じた場合は、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 36 条（管轄裁判所）

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 37 条（準拠法）

本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

以上